

**公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構**  
**令和7年度第2回評議員会議事録**

- 1 開催の日時 令和7年6月25日（水）午後3時00分
- 2 開催の場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター 4階大会議室1  
大阪府中央区大手前1丁目3番49号
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 9名  
出席評議員 神 田 彰  
出席評議員 小 宅 誠 司  
出席評議員 中 野 晋  
出席評議員 江 原 佳 男  
出席評議員 永 田 章 彦  
出席評議員 吉 田 久 芳  
出席評議員 谷 本 光 司  
出席評議員 吉 田 延 雄  
出席評議員 橋 本 正 司
- 5 出席理事長 目 片 佳 子  
出席理事 中 川 一  
出席理事 今 井 崇
- 6 出席監事 佐々木 泰 裕

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

定刻に至り、事務局長の今井崇氏が開会を宣し、本日の令和7年度2回評議員会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、目片理事長及び来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第18条の規定により、評議員小宅誠司氏が議長に就任し、議案の審議に入った。

### (3) 議事録署名人選出

定款第20条第2項の規定により、議事録署名人に評議員谷本光司氏及び評議員橋本正司氏が選出された。

### (4) 議案

#### 第1号議案 評議員の選任に関する件

議長が、今井事務局長に「評議員の選任に関する件」について説明させ、今井事務局長が、評議員の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので、選任の必要があり、定款第11条第1項の規定により評議員9名を資料1のとおり選任したいこと、および任期については、定款第12条第1項の規定により令和7年6月25日から令和11年に開催する定時評議員会の日までとしたい旨を説明した後、議長が評議員候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

評議員 神田 彰 (重任)

評議員 小宅誠司 (重任)

評議員 中野 晋 (重任)

評議員 江原佳男 (重任)

評議員 永田章彦 (重任)

評議員 吉田久芳 (重任)

評議員 谷本光司 (重任)

評議員 吉田延雄 (重任)

評議員 橋本正司 (重任)

#### 第2号議案 理事の選任に関する件

議長が、今井事務局長に「理事の選任に関する件」について説明させ、今井事務局長が、理事の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので、選任の必要があり、定款第22条第1項の規定により理事8名を資料2のとおり選任したいこと、また、中川一氏については、令和7年4月1日施行の改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第15号に規定する外部理事であること、さらに任期については、定款第25条第1項の規定により令和7年6月25日から令和9年に開催する定時評議員会の日までとしたい旨を説明した後、議長が理事候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく

原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

理事 水谷 亨（重任）  
理事 目片佳子（重任）  
理事 碓 正登（重任）  
理事 裏 祥嗣（重任）  
理事 平井克尚（重任）  
理事 高木雅人（重任）  
理事 中川 一（重任）  
理事 今井 崇（重任）

### 第3号議案 監事の選任に関する件

議長が、今井事務局長に「監事の選任に関する件」について説明させ、今井事務局長が、監事の全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了し、退任することとなるので選任の必要があり、定款第22条第1項の規定により監事2名を資料3のとおり選任したいこと、また、佐々木泰裕氏及び岡本光平氏の両名は、令和7年4月1日施行の改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第16号に規定する外部監事であること、任期については定款第25条第2項の規定により令和7年6月25日から令和9年に開催する定時評議員会の日までとしたいこと、さらに報酬については役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項に基づき無報酬と決定したい旨を説明した後、議長が監事候補者ごとに、これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認されたので、下記のとおり選任することに決議確定した。

監事 佐々木泰裕（重任）  
監事 岡本光平（重任）

### 第4号議案 令和6年度事業報告及び決算書類の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和6年度事業報告及び決算の承認の件」について説明させ、今井事務局長が、定款第8条第1項の規定により令和6年度事業報告及び決算を資料4のとおりとしたい旨を説明した。本議案に関し別紙の質疑応答があった後、議長が本議案を議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

## (5) 報告事項

今井事務局長から、資料5のとおり常務理事（事務局長）にかかる公募実施について、また、資料6のとおり次期(R8～10)あり方検討について報告した。

(6) 閉 会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和7年度第2回評議員会の議題全部を終了したので、今井事務局長が午後4時30分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、今井常務理事が議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

令和7年6月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---

別紙 令和7年度 第2回評議員会 質疑応答等要旨

第4号議案 令和6年度事業報告及び決算書類の承認の件	
吉田(延)評議員	(事業報告・参考資料7ページの) パワーポイントのスライド番号4「琵琶湖湖南湖におけるカビ臭問題に関する調査研究」について、「カビ臭合成遺伝子の存在状況に関する知見」という表現があるが、もう少し具体的に中身を教えて欲しい。
事務局	カビ臭を出すと言われている遺伝子の種類があり、それらの一部が確認されたということ。
吉田(延)評議員	何か新しいことがわかったのか。
事務局	(琵琶湖周辺の) 各内湖について、2-MIBというカビ臭を出す藍藻というのが明らかになっており、その藍藻が持っているカビ臭をつくる遺伝子も明らかになっているので、その遺伝子がどれくらい各内湖にするのか今回調査した。その遺伝子が存在すれば、カビ臭が発生する可能性が高いので、今回数か所の内湖でそれを調べたところ、アナベナの関係種はいくつか見られていたが、2-MIBを出す藍藻のDNAが数か所で発見されたという結果が得られた。
吉田(延)評議員	確認ができたということか。
事務局	そうである。近年、どれくらいの分布状況にあるのかについて、これまで知見が少なかったので、それについて今回新しく知見が得られた。 また、内湖は琵琶湖とつながっている部分もあるので、その影響についても今後検討を進めていきたいと考えている。
江原評議員	(事業報告・参考資料11ページの) パワーポイントのスライド番号13、採択助成研究の一番下「淀川流域下水オゾン処理場における定期調査とリアルタイム水質を用いた省エネルギーな制御法の開発」について、この「淀川流域下水オゾン処理場」というのはどこのことを言っているのかと。あと、どういうことをやろうとしているのか、わかる範囲で教えて欲しい。
事務局	オゾン処理に対して、どうすれば効率的かという内容であったと記憶している。場所は、琵琶湖・淀川流域の下水処理場。内容は整理して後日回答する。

橋本評議員	<p>(議案書16ページ) 今回の決算で正味財産が約3億円減少しているが、その内訳は(議案書18ページの) この注記を見ると、保有していた約6億の債権を売却して、その収入が約4億円で2億円の損が出たというのと、あと評価損益が約9千万円増加したと言われているから、これを合わせて約3億円という理解でよいか。</p>
事務局	<p>18ページの3の表中に有価証券の当期増加額と当期減少額の欄にあるとおり当期増加額は4億3,656万円に対し減少額の7億5,034万円で、その差ということになる。</p>
橋本評議員	<p>現実に発生したマイナスが2億円で評価損が約9,000万円ということによいか。</p>
事務局	<p>確かにそうだが、ただ額面は同じものを買っているので、満期まで来れば損失は出ないという形になっている。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

第1号議案

## 評議員の選任に関する件

定款第11条第1項の規定に基づき、下記の者を評議員に選任する。

### 記

#### 1 評議員候補者

神田 彰	(公益社団法人関西経済連合会理事)
小宅 誠司	(公益財団法人関西生産性本部専務理事)
中野 晋	(京都市上下水道局総務部長)
江原 佳男	(大阪市水道局工務部長)
永田 章彦	(神戸市水道局副局長)
吉田 久芳	(公益社団法人日本水道協会理事)
谷本 光司	(一般社団法人近畿建設協会理事長)
吉田 延雄	(阪神水道企業団企業長)
橋本 正司	(大阪広域水道企業団副企業長)

#### 2 任期

定款第12条第1項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和7年6月25日から令和11年に開催する定時評議員会の日までとする。

第 2 号議案

## 理事の選任に関する件

定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

### 記

#### 1 理事候補者

水 谷 亨 (三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課  
参事兼課長)

目 片 佳 子 (滋賀県琵琶湖環境部次長)

碓 正 登 (京都府建設交通部水道政策課課長)

裏 祥 嗣 (大阪府政策企画部企画室推進課参事)

平 井 克 尚 (兵庫県企画部総合政策課水素・エネルギー企画官)

高 木 康 人 (奈良県環境森林部水・大気環境課長)

※中 川 一 (京都大学名誉教授)

今 井 崇 (公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務局長)

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)」  
第 5 条第 15 号に規定する外部理事

#### 2 任 期

定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和 7 年  
6 月 25 日から令和 9 年に開催する定時評議員会の日までとする。

第3号議案

## 監事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を監事に選任する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報酬額を決定する。

### 記

#### 1 監事候補者

※佐々木 泰 裕 (辻・本郷税理士法人関西事務所法人ソリューション部  
パートナー)

※岡 本 光 平 (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)」  
第5条第16号に規定する外部監事

#### 2 任 期

定款第25条第2項の規定に基づき、今回選任する監事の任期は、令和7年  
6月25日から令和9年に開催する定時評議員会の日までとする。

#### 3 報酬額

無報酬とする。

[資料4]

第4号議案

# 令和6年度事業報告及び決算書類の承認の件

令和6年度

事業報告書

自：令和6年4月1日  
至：令和7年3月31日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

# 概 況

令和6年度は、健全で安定した経営基盤の維持、公益実現への貢献ならびに社会からの期待に相応しい事業運営を目指すことを使命に、積極的に事業活動の展開に取り組んだ。

管理運営活動では、所要の会議を招集による開催、Web会議システムを利用した開催、また書面による決議の省略を組み合わせて実施することにより、関係者との協議・合意形成を図った。

また、事業活動では、琵琶湖・淀川水系の健全な水環境の実現のための調査研究、広報啓発、活動支援事業について、Webシステムを併用した成果報告会の開催や活動報告の紹介等を行うとともに、現地開催により行われたイベントに積極的に参加し、対面による啓発事業を行った。あわせて、ソーシャルメディアを活用した機構の活動紹介を行うなど、引き続き「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズとして掲げ「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を実現するため、琵琶湖・淀川水系が抱える水環境課題の解決に資する取組みを実施した。

## I . 管理運営活動等

### 1. 評議員会、理事会、評議員会・理事会幹事会等

評議員会、理事会、評議員会・理事会合同幹事会を開催し、事業運営全般について検討・審議を行った。

#### (1) 評議員会

##### 第1回評議員会（決議の省略）

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年5月13日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- ・議 案：・評議員の選任
- ・理事の選任

##### 第2回評議員会

- ・日 時：令和6年6月26日 午前10時00分～午前11時05分
- ・場 所：大阪府立労働センター 6階604会議室
- ・議 案：・令和5年度事業報告及び決算書類の承認
- ・報告事項：・次期(R8～10)あり方検討に向けた今後の予定

##### 第3回評議員会

- ・日 時：令和7年2月25日 午後2時55分～午後4時00分
- ・場 所：一般社団法人近畿建設協会 会議室D
- ・議 案：・基本財産の処分の承認
- ・令和6年度収支計算書（補正）の承認
- ・令和7年度事業計画書の承認
- ・令和7年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ・報告事項：・令和7～8年度学術委員
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた事務局検討状況
- ・琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会

## (2) 理事会

### 第1回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年4月25日に理事会の決議及び報告があったものとみなされた。

- ・議案：・令和6年度第1回評議員会を決議の省略で実施
- ・顧問選任の同意

### 第2回理事会

- ・日時：令和6年6月4日 午後1時30分～午後2時35分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和5年度事業報告及び決算書類の承認
- ・令和6年度第2回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた今後の予定

### 第3回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和6年7月19日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・顧問選任の同意

### 第4回理事会

- ・日時：令和7年2月14日 午後3時00分～午後4時20分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和6年度収支予算書（補正）の承認
- ・令和7年度事業計画書の承認
- ・令和7年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ・重要財産（基本財産）の処分の承認
- ・特定資産の取崩しの承認
- ・令和6年度第3回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
- ・理事長専決報告（職員給与規程の一部改正）
- ・令和7～8年度学術委員
- ・次期(R8～10)あり方検討に向けた事務局検討状況
- ・琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会

## (3) 評議員会幹事会・理事会幹事会

### 第1回評議員幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日時：令和6年5月27日 午後1時15分～午後2時45分
- ・場所：当機構事務所（Web会議）
- ・議題：・令和6年度第2回理事会の案件
- ・令和6年度第2回評議員会の案件

### 第2回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日時：令和7年2月3日 午後1時00分～午後2時45分
- ・場所：当機構事務所（Web会議）
- ・議題：・令和6年度第4回理事会の案件
- ・令和6年度第3回評議員会の案件

## Ⅱ．事業活動等

令和6年度は、引き続き琵琶湖・淀川流域における水環境問題を流域全体で解決するための一翼を担い、「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズに、調査研究事業、広報啓発事業および活動支援事業を実施した。

### 1. 水質保全調査研究事業

#### (1) 水質保全調査研究開発事業(自主事業)

琵琶湖・淀川流域は2府4県に跨っており、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題の解決を目的として調査研究を進めている。

流域の水質・水環境情報や成果は当機構のホームページ上に公開するとともに、関係府県・機関の施策等に活用してもらえよう、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会等の機会を利用し、研究成果の情報・知見の提供に努めている。令和6年度に実施した調査研究は以下の通りである。

#### ① 木津川上流における水質保全のための調査研究【継続】

これまで、流域全体の水質保全の観点から、流域の最東南に位置する木津川上流域の名張川における平水時・降雨影響時調査を実施し、汚濁負荷特性を検討してきた。一方、木津川上流域には名張川以外にも、岩倉峡より上流部に伊賀市内を流れる木津川や服部川等が存在するため、令和5年度より、これら河川を対象に降雨影響時の汚濁負荷量調査を継続して実施した。平水時の負荷量は水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/>) の公開データから算出し、降雨時調査結果と比較した。

その結果、調査流域において降雨時に発生する負荷量および成分に関する知見が得られた。また、強い降雨時を含めたL-Q式も得られたことから、岩倉峡より上流部から下流に流下する各水質(COD,T-N,T-Pなど)の汚濁負荷量について、流量観測値から大まかに推定することが可能となった。

#### ② 琵琶湖南湖におけるカビ臭問題に関する調査研究【継続】

琵琶湖南湖を水源とする各水道事業者において、藍藻類を原因とするカビ臭物質が問題となっているが、近年の藍藻類の種の変化や形態分類の難しさ等により、その実態は不明である。また、関東では周辺の池から湖沼にカビ臭原因藍藻が流入しているとの指摘があり、琵琶湖の内湖等においても同様の事象が存在する可能性がある。一方、過去には南湖湖岸の水草繁茂域よりカビ臭原因藍藻を対象とする殺藍藻細菌が単離されており、カビ臭対策への活用も期待されるが、近年の実態は不明である。

上記の課題に対しては、遺伝子解析による検討が可能である。そこで、令和6年度は以下の調査研究を実施した。

1) ロングリードシーケンサーによる定量的細菌叢調査では、琵琶湖南湖のカビ臭原因藍藻および殺藍藻細菌の存在実態の把握を目的として、令和5年度に引き続き、南湖湖岸付近を対象に調査を実施した。ただし、通常の実験手法では定量が困難なため、別途、定量する方法を検討し、定量的比較を試みた。その結果、

本調査で採用した定量方法（案）が有する特徴について、幾つかの知見が得られた。また、琵琶湖南湖に存在するカビ臭原因藍藻および殺藍藻細菌について、遺伝的分類に関する知見が得られた。さらに、カビ臭合成遺伝子の存在状況に関する知見も得ることができた。

2) 【京都大学共同研究】内湖等を対象としたカビ臭原因藍藻の分布状況調査では、琵琶湖南湖周辺の内湖等を中心に、カビ臭原因の存在実態の解明を目的として調査を実施した。その結果、調査した各内湖のカビ臭物質濃度およびカビ臭合成遺伝子の存在状況に関する知見を得ることができた。

### ③ 木津川カビ臭問題に関する調査研究【新規】

令和6年5～6月にかけて、京都府営水道木津浄水場の原水（木津川下流）から高濃度のカビ臭物質2-メチルイソボルネオール（2-MIB）が検出され、問題化した。そこで、近年ではあまり事例のない現象のため臨機の対応として、今後の影響を検討する上で必要な原因生物の特定を目的に、遺伝子調査を実施した。

その結果、2-MIB合成遺伝子を含め、既存の2-MIB原因藍藻・放線菌に関する遺伝子は検出されず、原因生物の種を特定することはできなかった。この原因として、採水時には既に原因生物の大幅な減少などにより、その細胞を採取できなかった可能性が考えられる。

### ④ 琵琶湖・淀川流域内の物質動態に関する情報整理【継続】

有機フッ素化合物（PFAS）等を中心に、公表できるよう流域内の様々な物質動態に関する情報整理等を進めている。

その他、平成26年度に発行した「琵琶湖・淀川流域における河川環境の変遷」の更新に向けて、準備的な検討を進めた。

## （2）「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」

琵琶湖・淀川流域において、現在起きている課題や将来的に問題となる可能性がある課題等を対象に、流域内の各研究機関の研究者らと共に連携強化を促進し、幅広い情報・課題を共有し検討する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」を開催した。令和6年度は、「幅広いプラスチックごみ問題」について、様々な知見を共有し意見交換を実施した。

- ・第1回検討会 令和6年9月19日（参加研究機関：機構含む5研究機関）
- ・第2回検討会 令和7年2月19日（参加研究機関：機構含む4研究機関）

## （3）調査研究の成果の発表及び社会活動等

### ① 論文発表

- ・和田「難分解性有機物とは何か-難分解性有機物の研究を基にした調査・分析の手引書作成-」，水環境学会誌，47(A)(10)，350-354，2024
- ・和田・沈・佐藤「琵琶湖底泥溶出試験による栄養塩および重金属の溶出フラックス評価」，環境技術，53(6)，295-305，2024

### ② 国内・国際学会・シンポジウム発表

- ・日本水処理生物学会第60回大会（2024年11月，兵庫開催）  
類家・和田・中川「ロングアンプリコン解析による琵琶湖南湖・湖岸域の秋～

冬期の藍藻について」

- ・第59回日本水環境学会年会（2025年3月，北海道開催）  
類家・和田・中川「DNA-MOCKと琵琶湖水を対象としたロングリードシーケンサーによる定量的細菌叢分析の試み」

### ③ 講演・社会活動等

- ・NPO法人日中交流推進機構 中信環境投資集团有限公司創新研究院 短期研修  
講義（2024年11月，大阪）
- ・日本水処理生物学会 第39回水処理生物基礎講座「生ぐさ臭・淡水赤潮の原因となる黄金藻類等の冬のプランクトンの観察・同定・培養・評価技術」講師・  
実習担当（滋賀県立琵琶湖博物館 共催，2024年11月，滋賀）
- ・(公財)国際湖沼環境委員会 2024年度JICA課題別研修「水資源の持続可能な  
利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」  
「琵琶湖・淀川流域における水利用、水質浄化技術の紹介と水環境管理」講師  
(2025年2月，滋賀)

### ④ 出展等

琵琶湖・淀川流域の水環境啓発や機構のPRをおこなった。

#### 1) 琵琶湖・淀川・大阪湾流域圏シンポジウムin大阪【ブース出展】

◇パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和6年5月18日  
場 所：大阪工業大学梅田キャンパス [OIT梅田タワー]

#### 2) 「ごみゼロ大作戦×<sup>かけるまるまる</sup>〇〇」at琵琶湖【ブース出展】

◇パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和6年9月25日  
場 所：ピアザ淡海「ピアザホール」

#### 3) 京都環境フェスティバル2025【ブース出展】

◇パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和7年2月1日  
場 所：京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）

#### 4) 「いのちをつなぐ水と流域・地球市民対話プロジェクト」

（開催日：令和7年2月22日  
場 所：東京都国連大学ウ・タントホール

◇三和理事長が、当機構理事長及び滋賀県理事員として

パネルディスカッション「世界における流域圏の取組み」にパネラーとして参加

◇ポスターセッションへの参加【ブース出展】

#### 5) 琵琶湖・淀川流域シンポジウム×ごみゼロ大作戦【ブース出展】

（開催日：令和7年3月12日  
場 所：京都市勧業館（みやこめっせ京都）

◇機構事業紹介パンフレット等の配布

#### (4) 学術委員会の開催

令和7年度の『水質保全研究助成』の募集分野について議論いただくとともに、琵琶湖・淀川水系の水質保全のために実施している調査研究事業の内容を報告し、学術委員から幅広く指導や助言を得た。

- ・日 時：令和6年12月25日 午後1時30分～3時45分
- ・場 所：京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）
- ・審議報告事項：
  - 令和7年度水質保全研究助成について
  - 水質保全調査研究について（報告）
  - 流域における水質保全に関する検討会（報告）
  - こども水質保全活動助成の取り組みについて（報告）

#### (5) 琵琶湖・淀川水質浄化研究所報告の公表

令和6年度の調査研究成果や活動実績についてとりまとめ、BYQ水環境レポートに掲載した。

## 2. 水質保全広報・啓発事業

### (1) BYQ水環境レポートによる水環境情報の広報

琵琶湖・淀川流域における水利用や水質の状況、変遷等の情報を一元的に取りまとめた年次報告書「BYQ 水環境レポート」を、継続して発行・公表している。

令和6年度は、令和5年度版を作成し、関係機関に印刷冊子を配布するとともに、幅広く一般広報する目的から、流域内の公立図書館等への寄贈を含む300か所あまりに配布するとともに、機構のWebサイトにも「琵琶湖・淀川流域の水環境の現状」として、資料編とあわせ掲載した。

### (2) BYスタンプラリーによる水環境保全の啓発

市民団体が主催する水質保全活動への参加や水関連施設の見学を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に実施している。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を年2回発行し、Web上で公開するとともに、市民団体や水環境関連施設等に配布した。

また、水環境関連施設のイベント情報についても機構Webサイトで紹介した。

- ・令和6年度（令和7年3月時点）の協賛グループ数は、協賛施設が21施設、NPO・市民団体等の協賛団体が、令和5年度に比べ5団体減少し41団体となっている。
- ・令和6年度のBYスタンプラリー参加者は、猪名川流域で活動する市民団体への参加者が増加した効果により全体で56名となり、令和5年度に比べ増加した。

令和5年度から休止中のWAQU2調査隊については、休止を継続した。

### (3) 水情報冊子「散策ブック」による琵琶湖・淀川流域の広報・啓発

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を紹介・広報し、流域住民の水環境への関心を高めていくことを目的に冊子を配布した。また、全25巻すべて、機構Webサイトから閲覧、ダウンロードが可能としている。

イベント出展の増加が功を奏し配布機会が増えたことや、川歩きなどを楽しむ個人からの注文も堅調で、Web版のみならず冊子媒体の需要は根強い。

・令和6年度配布実績：件数12件 冊数1007冊

### 3. 水質保全活動支援事業

地球温暖化や微量有害物質の問題等、琵琶湖・淀川流域が抱える水質保全の課題解決に資することを目的に水質保全研究助成を実施した。また、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めるため、琵琶湖・淀川流域の小・中・高・特別支援学校、NPO法人、市民団体等が行う水質保全活動に対して活動助成を行った。

#### (1) 水質保全研究助成

令和6年度は募集予告を1月10日に開始し、申請期間2月1日から2月29日の間にあった応募数8件のうち、5件を水質保全研究助成選考委員会にて採択した。また、助成した研究内容について成果報告会を開催し、幅広く情報共有を図った。

##### 【令和6年度募集分野】

- ① 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究  
閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象  
例えば、プランクトン・底生植物等の異常繁殖の発生や異臭味問題など、近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベルの提案などや行政施策等に資する調査研究を対象
- ② 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究  
気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や行政施策等に資する調査研究を対象
- ③ 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究  
水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や行政施策等に資する研究を対象

##### 【令和6年度採択助成研究】

- ・琵琶湖で新たにブルームを形成するようになった微細藻類の分類学的・水処理生物学的研究
- ・近年の温暖化が琵琶湖北部の溶存メタン動態に与える影響の解明研究
- ・琵琶湖・瀬田川流域における抗菌薬による水環境汚染の実態解明
- ・水道原水中に含まれる溶存有機物間の相互作用と窒素系消毒副生成物の生成特性
- ・淀川流域下流オゾン処理場における定期調査とリアルタイム水質を用いた省エネルギーな制御法の開発

##### 【令和6年度成果報告会】

令和6年度成果報告会は、当機構研究員による「機構水質浄化研究所の取り

組みについて～ ～三川合流付近における近年の平水時の現状～」報告をおこなうとともに、令和6年度に採択した5件の助成研究について、助成を受けた研究者がそれぞれの成果報告を、行政・事業体関係者、教育・研究者、企業関係者、市民などに対して行った。

また、会場の様子はライブ配信し、東京都や福岡県など琵琶湖・淀川流域以外からのオンライン視聴もあった。

- ・日時：令和7年3月14日 午後1時30分～4時45分
- ・場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加者：会場には19名の来場、オンライン視聴の申込みは53件

なお、これらの助成対象研究の成果報告書を当機構Webサイトにおいて公開している。

## （2）琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成

申請期間を4月15日から6月10日までとして募集を行い、こども水質保全活動助成選考委員会において助成対象として採択された7件について助成をおこなった。

なお、当初5月31日までとしていた申請期間を学校カリキュラムへの取り込みなど、更なる応募を期待して10日間延長し、申請者数の増加を図った。

また、令和5年度に助成した活動についての成果報告会を、前年度に続き夏休み期間中に開催した。代表者や実際に活動した生徒によるプレゼンテーションなど、助成成果についての知見共有と熱気ある交流を図ることができた。

その報告会での報告を含む活動レポートは、当機構Webサイトにおいて公開している。

さらに、令和6年度までに「こども助成」を活用した団体は延べ92団体のほり、その一覧を、年度別、所在地ごとに検索できるよう、Googleマップにプロットしたページを当機構Webサイトにて、こどもたちの水質保全に係る取り組みの参考となるよう公開している。

### 【こども水質保全活動助成の視点・内容】

- ① 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- ② 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- ③ 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

### 【令和6年度採択助成活動】

- ・子どもたちによる「鴨川の水質と水生生物調査」
- ・天の川を遊ぼう！
- ・福住の清流 布目川に学ぶ  
絶滅寸前種「ヤマトサンショウウオ」の調査と保護
- ・ひらラボ河川ユースプロジェクト
- ・近畿「子どもの水辺」交流会in滋賀2024
- ・アクセサリーで学ぶ水質汚染ーこんなにも多い海・川のゴミー
- ・カモシネマ19

### 【令和5年度成果報告会】

- ・日時：令和6年8月28日 午後2時～4時30分
- ・場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加団体：発表団体6団体、行政関係者

## 事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。

令和7年5月

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

# 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	36,784,516	27,513,359	9,271,157
未収金	399,716,538	15,464,447	384,252,091
前払費用	629,916	582,326	47,590
流動資産合計	437,130,970	43,560,132	393,570,838
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産普通預金	60,000,000	0	60,000,000
基本財産定期預金	8,743,680	8,743,680	0
基本財産有価証券	2,328,065,960	2,641,843,280	△ 313,777,320
基本財産合計	2,396,809,640	2,650,586,960	△ 253,777,320
(2) 特定資産			
事業積立資産	71,362,000	70,000,000	1,362,000
特定資産合計	71,362,000	70,000,000	1,362,000
(3) その他固定資産			
建物附属設備	5,046,075	5,456,669	△ 410,594
什器備品	811,601	1,430,691	△ 619,090
電話加入権	24,000	24,000	0
ソフトウェア	195,095	306,851	△ 111,756
敷金	2,872,800	2,872,800	0
その他固定資産合計	8,949,571	10,091,011	△ 1,141,440
固定資産合計	2,477,121,211	2,730,677,971	△ 253,556,760
資産合計	2,914,252,181	2,774,238,103	140,014,078
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	436,744,235	1,217,390	435,526,845
預り金	311,605	286,059	25,546
流動負債合計	437,055,840	1,503,449	435,552,391
2. 固定負債			
退職給付引当金	499,320	315,000	184,320
固定負債合計	499,320	315,000	184,320
負債合計	437,555,160	1,818,449	435,736,711
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	2,345,395,040	2,650,939,960	△ 305,544,920
(うち基本財産への充当額)	(2,279,923,040)	(2,650,586,960)	(△ 370,663,920)
(うち特定資産への充当額)	(61,362,000)	(0)	(61,362,000)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	131,301,981	121,479,694	9,822,287
(うち基本財産への充当額)	(60,000,000)	(0)	(60,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(70,000,000)	(△ 60,000,000)
正味財産合計	2,476,697,021	2,772,419,654	△ 295,722,633
負債及び正味財産合計	2,914,252,181	2,774,238,103	140,014,078

# 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部	1		
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息振替額	45,889,490	44,667,445	1,222,045
②特定資産運用益			
特定資産受取利息	95,635	1,478	94,157
③受取会費			
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0
④受取寄付金			
受取寄付金	3,476,483	6,038,450	△ 2,561,967
⑤雑収益			
受取利息等	120,300	14,888	105,412
経常収益計	49,781,908	50,922,261	△ 1,140,353
(2) 経常費用			
①事業費			
役員報酬	31,570,990	30,373,523	1,197,467
給料手当	3,141,876	3,144,686	△ 2,810
法定福利費	10,817,330	10,540,122	277,208
福利厚生費	2,786,414	2,739,014	47,400
退職給付引当金繰入	19,614	19,553	61
会議費	184,320	162,960	21,360
旅費交通費	40,936	14,140	26,796
通信運搬費	239,235	160,315	78,920
消耗品費	448,743	493,518	△ 44,775
印刷製本費	276,302	412,085	△ 135,783
光熱水料費	377,822	275,792	102,030
賃借料	339,724	308,056	31,668
保険料	3,645,072	3,805,648	△ 160,576
諸謝金	0	0	0
租税公課	1,084,603	891,882	192,721
支払負担金	400	400	0
支払助成金	860,000	162,000	698,000
委託費	3,757,000	2,889,322	867,678
新聞図書費	2,811,634	3,362,755	△ 551,121
支払手数料	49,360	58,053	△ 8,693
減価償却費	15,225	194,435	△ 179,210
②管理費	675,380	738,787	△ 63,407
役員報酬	9,750,631	11,069,320	△ 1,318,689
給料手当	2,094,584	2,096,458	△ 1,874
法定福利費	2,556,472	2,667,660	△ 111,188
福利厚生費	1,185,763	1,192,259	△ 6,496
会議費	8,674	8,633	41
旅費交通費	30,426	32,406	△ 1,980
通信運搬費	22,275	24,780	△ 2,505
消耗品費	129,309	153,645	△ 24,336
光熱水料費	141,566	345,946	△ 204,380
賃借料	145,597	132,025	13,572
保険料	1,497,544	1,589,999	△ 92,455
諸謝金	56,390	56,390	0
租税公課	824,142	1,005,231	△ 181,089
支払負担金	2,900	41,650	△ 38,750
委託費	33,000	22,500	10,500
新聞図書費	413,102	1,003,662	△ 590,560
支払手数料	23,077	14,868	8,209
減価償却費	119,750	204,127	△ 84,377
経常費用計	466,060	477,081	△ 11,021
当期経常増減額	41,321,621	41,442,843	△ 121,222
当期経常増減額	8,460,287	9,479,418	△ 1,019,131
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①雑収益	0	8,958,000	△ 8,958,000
経常外収益計	0	8,958,000	△ 8,958,000
(2) 経常外費用			
①固定資産除売却損			
固定資産除売却損	0	97,981	△ 97,981
経常外費用計	0	97,981	△ 97,981
当期経常外増減額	0	8,860,019	△ 8,860,019
(3) 基本財産からの振替額	61,362,000	0	61,362,000
(4) 基本財産への振替額	△ 60,000,000	0	△ 60,000,000
当期一般正味財産増減額	9,822,287	18,339,437	111,482,850
一般正味財産期首残高	121,479,694	103,140,257	18,339,437
一般正味財産期末残高	131,301,981	121,479,694	9,822,287
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産評価損益	△ 305,737,476	△ 192,699,566	△ 113,037,910
基本財産受取利息	46,463,575	44,743,230	1,720,345
②特定資産運用益			
特定資産評価損益	1,027,189	0	1,027,189
特定資産受取利息	48,917	0	48,917
③一般正味財産からの振替額	60,000,000	0	60,000,000
④一般正味財産への振替額	△ 107,347,125	△ 44,667,445	△ 62,679,680
当期指定正味財産増減額	△ 305,544,920	△ 192,623,781	△ 112,921,139
指定正味財産期首残高	2,650,939,960	2,843,563,741	△ 192,623,781
指定正味財産期末残高	2,345,395,040	2,650,939,960	△ 305,544,920
III 正味財産期末残高	2,476,697,021	2,772,419,654	△ 295,722,633

# 正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息振替額	32,123,317	13,766,173	45,889,490
②特定資産運用益			
特定資産受取利息	95,635		95,635
③受取会費			
賛助会員受取会費	200,000		200,000
④受取寄付金			
受取寄付金	3,476,483		3,476,483
⑤雑収益			
受取利息	119,539	761	120,300
経常収益計	36,014,974	13,766,934	49,781,908
(2) 経常費用			
①事業費			
役員報酬	3,141,876		3,141,876
給料手当	10,817,330		10,817,330
法定福利費	2,786,414		2,786,414
福利厚生費	19,614		19,614
退職給付引当金繰入	184,320		184,320
会議費	40,936		40,936
旅費交通費	239,235		239,235
通信運搬費	448,743		448,743
消耗品費	276,302		276,302
印刷製本費	377,822		377,822
光熱水料費	339,724		339,724
賃借料	3,645,072		3,645,072
諸謝金	1,084,603		1,084,603
租税公課	400		400
支払負担金	860,000		860,000
支払助成金	3,757,000		3,757,000
委託費	2,811,634		2,811,634
新聞図書費	49,360		49,360
支払手数料	15,225		15,225
減価償却費	675,380		675,380
②管理費		9,750,631	9,750,631
役員報酬		2,094,584	2,094,584
給料手当		2,556,472	2,556,472
法定福利費		1,185,763	1,185,763
福利厚生費		8,674	8,674
会議費		30,426	30,426
旅費交通費		22,275	22,275
通信運搬費		129,309	129,309
消耗品費		141,566	141,566
光熱水料費		145,597	145,597
賃借料		1,497,544	1,497,544
保険料		56,390	56,390
諸謝金		824,142	824,142
租税公課		2,900	2,900
支払負担金		33,000	33,000
委託費		413,102	413,102
新聞図書費		23,077	23,077
支払手数料		119,750	119,750
減価償却費		466,060	466,060
経常費用計	31,570,990	9,750,631	41,321,621
評価損益等調整前当期経常増減額	4,443,984	4,016,303	8,460,287
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,443,984	4,016,303	8,460,287
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①雑収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
①固定資産除売却損			0
固定資産除却損			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
(3) 基本財産からの振替額	61,362,000	0	61,362,000
(4) 基本財産への振替額	△ 42,000,000	△ 18,000,000	△ 60,000,000
当期一般正味財産増減額	23,805,984	△ 13,983,697	9,822,287
一般正味財産期首残高	△ 74,679,921	196,159,615	121,479,694
一般正味財産期末残高	△ 50,873,937	182,175,918	131,301,981
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産評価益	△ 214,016,234	△ 91,721,242	△ 305,737,476
基本財産受取利息	32,525,176	13,938,399	46,463,575
②特定資産運用益			
特定資産評価損益	1,027,189		1,027,189
特定資産受取利息	48,917		48,917
③一般正味財産からの振替額	42,000,000	18,000,000	60,000,000
④一般正味財産への振替額	△ 93,580,952	△ 13,766,173	△ 107,347,125
当期指定正味財産増減額	△ 231,995,904	△ 73,549,016	△ 305,544,920
指定正味財産期首残高	△ 248,726,010	2,899,665,970	2,650,939,960
指定正味財産期末残高	△ 480,721,914	2,826,116,954	2,345,395,040
III 正味財産期末残高	△ 531,595,851	3,008,292,872	2,476,697,021

## 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

### 1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定委員会）を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法を採用している。

なお、取得原価と額面金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法（定額法）によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

建物付属設備は定額法、什器備品は定率法によっている。

#### ② 無形固定資産

定額法によっている。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

#### ① 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	60,000,000	0	60,000,000
定期預金	8,743,680	0	0	8,743,680
有価証券	2,641,843,280	436,569,685	750,347,005	2,328,065,960
小 計	2,650,586,960	496,569,685	750,347,005	2,396,809,640
特定資産				
事業積立資産	70,000,000	61,408,718	60,046,718	71,362,000
小 計	70,000,000	61,408,718	60,046,718	71,362,000
合 計	2,720,586,960	557,978,403	810,393,723	2,468,171,640

（注1）基本財産のうち普通預金の当期増加額は、特定資産の「群馬県第3回公募公債」（額面60,000,000円）と入れ替えたものである。

（注2）基本財産のうち有価証券の当期増減額は、下記によるものである。

- ・増加額は、「第85回利付国債(30年)」、「第15回利付国債(40年)」及び「第16回利付国債(40年)」の購入簿価額(合計435,995,600円)と償却原価法により増加した有価証券の評価益(574,085円)である。
- ・減少額は、「第260回日本高速道路保有・債務返済機構債権」及び「政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債」を売却した簿価(598,657,080円)、事業積立資産へ入替えた「群馬県第3回公募公債」の簿価(60,381,529円)、有価証券の当期末時価評価損(451,416,752円)と前期末評価損(360,108,356円)の洗替の差額(91,308,396円)の合計額である。

（注3）特定資産の当期増減額は、以下によるものである。

- ・増加額は、基本財産から受け入れた有価証券「群馬県第3回公募公債」の簿価(60,381,529円)と当期末時価評価額との洗替による評価益(1,027,189円)の合計額である。
- ・減少額は、基本財産へ受け渡した現金(60,000,000円)と償却原価法により減少した有価証券の評価損(46,718円)である。

（次ページに続く）

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額		
		うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
普通預金	60,000,000	—	3,113,400	56,886,600
定期預金	8,743,680	8,743,680	—	—
有価証券	2,328,065,960	2,271,179,360	56,886,600	—
小 計	2,396,809,640	2,279,923,040	60,000,000	(56,886,600)
特定資産				
事業積立資産	71,362,000	61,362,000	10,000,000	—
小 計	71,362,000	61,362,000	10,000,000	0
合 計	2,468,171,640	2,341,285,040	70,000,000	(56,886,600)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,634,857	2,588,782	5,046,075
什器備品	11,124,538	10,312,937	811,601
ソフトウェア	22,284,320	22,089,225	195,095
合 計	41,043,715	34,990,944	6,052,771

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
基本財産運用益への振替額	45,889,490
特定資産運用益への振替額	95,635
合 計	45,985,125

7. その他

期中に基本財産の一部と特定資産の一部の入替を行ったため、貸借対照表においては正味財産の部の「指定正味財産」及び「一般正味財産」において基本財産及び特定資産への振替額を、また正味財産増減計算書においては一般正味財産増減の部の「2. 経常外増減の部」において基本財産との振替額を、指定正味財産増減の部において「一般正味財産からの振替額」の項目を追加している。

# 財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	小口現金	手元保管	18,385
	預金	普通預金	35,686,071
		りそな銀行北浜支店 三井住友銀行大阪公務部	1,080,060
		小計	36,766,131
	未収金	有価証券等未収利息	13,876,539
		大和証券、野村証券	385,739,999
カモシネマ19実行委員会		100,000	
	小計	399,716,538	
前払費用		4月事務所使用料等	629,916
流動資産合計			437,130,970
(固定資産) 基本財産	普通預金	りそな銀行北浜支店	60,000,000
	定期預金	三井住友銀行大阪公務部	3,122,940
		りそな銀行北浜支店	5,620,740
		小計	8,743,680
	基本財産有価証券 有価証券	堺市平成27年度第1回公募公債	172,740,000
		福岡市平成23年度第4回公募公債	176,120,000
		大阪府第7回公募公債	175,385,260
		第130回利付国債(20年)	4,158,800
		第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券	443,450,000
		利付国債第76回(30年)	79,180,000
シティGRグローバルマーケットHD		407,650,000	
モルガンスタンレーファイナンス		426,150,000	
第85回利付国債(30年)		57,756,000	
第15回利付国債(40年)		248,975,100	
第16回利付国債(40年)	136,500,800		
	小計	2,328,065,960	
	基本財産計	2,396,809,640	
特定資産	事業積立資産 普通預金 有価証券	りそな銀行北浜支店 群馬県第3回公募公債	10,000,000 61,362,000
		小計	71,362,000
その他 固定資産	建物附属設備	間仕切り、OFフロア工事等	5,046,075
	什器備品	サーバーシステム一式、電話設備	492,001
	電話加入権	06-6920-3035、06-6920-3036	24,000
	ソフトウェア	システムサーバソフト一式	68,786
	敷金	事務所賃貸保証金	2,872,800
	什器備品	パソコン等	146,221
	什器備品	パソコン	173,379
	ソフトウェア	PCA会計バージョンアップ	126,309
		その他の固定資産計	8,949,571
固定資産合計			2,477,121,211
資産合計			2,914,252,181
(流動負債)	未払金	3月社会保険料	183,638
		日常経費等	564,997
		SMBc日興証券、大和証券、野村証券 基本財産有価証券組替未払金	435,995,600
		小計	436,744,235
預り金	社会保険料	179,174	
	源泉所得税	132,431	
	小計	311,605	
流動負債合計			437,055,840
(固定負債)	退職給付引当金	職員退職給付	499,320
固定負債合計			499,320
負債合計			437,555,160
正味財産			2,476,697,021

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
普通預金			りそな銀行北浜支店 60,000,000円 りそな銀行北浜支店 10,000,000円	公1(法人会計と共有) 公1
定期預金			三井住友銀行大阪公務部 3,122,940円 りそな銀行北浜支店 5,620,740円	公1 公1(法人会計と共有)
投資有価証券			堺市平成27年度第1回公募公債 172,740,000円 福岡市平成23年度第4回公募公債 176,120,000円 大阪府第7回公募公債 175,385,260円 第130回利付国債(20年) 4,158,800円 第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券 443,450,000円 利付国債第76回(30年) 79,180,000円 シティGRグローバルマーケットHD 407,650,000円 モルガンスタンレーファイナンス 426,150,000円 第85回利付国債(30年) 57,756,000円 第15回利付国債(40年) 248,975,100円 第16回利付国債(40年) 136,500,800円 群馬県第3回公募公債 61,362,000円	公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1
建物付属設備			5,046,075円	公1(法人会計と共有)
什器備品			サーバーシステム一式及び電話設備一式 492,001円	公1(法人会計と共有)
電話加入権			06-6920-3035、06-6920-3036 24,000円	公1(法人会計と共有)
敷金			事務所賃貸保証金 2,872,800円	公1(法人会計と共有)
ソフトウェア			サーバーシステム 68,786円	公1(法人会計と共有)
什器備品			パソコン等 146,221円	公1
合計			2,476,821,523円	

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	315,000	184,320	0	0	499,320

# 令和6年度事業 監査報告書

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 目片佳子様

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月13日

監事

監事

## [資料5]

# 常務理事（事務局長）にかかる公募実施の承認の件

### 1. 趣旨

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の常務理事（事務局長を兼務）を任命するに当たり、その候補者について、手続きの公正及び透明性を確保するため、公募選考を実施する。

### 2. 任命時期及び任期

任命時期：令和8年4月1日（予定）

予定任期：令和11年3月31日までの3年間（ただし、勤務条件も含め理事会及び評議員会の承認を得て1年間の延長を可能とする。）

### 3. 勤務日及び勤務時間等

週4日勤務（月、火、木、金曜日を原則）とし、職員と同じ勤務時間、休憩時間とする

### 4. 報酬等

「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に基づき支給

報酬年額約540万円及び通勤手当（実費）を支給する。退職金は支給しない。

5. 応募受付期間 令和7年10月～令和7年12月  
（応募の周知については令和7年8月頃開始）

### 6. 選考方法

- (1)一次選考：書類審査（履歴書、小論文、自己アピール文）
- (2)二次選考：面接審査（令和8年1月）
- (3)選任手続：選考委員会において候補者1名を推薦し、評議員会、理事会の決議を得て常務理事に選任する。

### 7. 周知方法

- ・BYQホームページへの掲出 他

## 〔資料6〕

# 次期（R8～10）あり方検討について

### 次期（R8～10）あり方検討（事業計画・運営計画）事務局検討状況

#### 1. 次期見直しの背景

当機構は、平成5年に琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく唯一の機関として設立され、水質保全に関する調査研究事業、流域水質保全を目的とした広報啓発事業や活動支援事業等に取り組んできたところである。活動環境の変化等に伴う業務の見直しや府県や民間企業からの派遣職員の引き上げなどを踏まえた収支に見合うスリムな体制で、平成25年4月に公益財団法人への移行を行った。その後、社会からの期待にふさわしい水質保全への取り組みを通じ、広く公益実現に貢献する使命を与えられているとの認識に立ち、移行を契機として、収入に見合った事業体系、必要最小限のスリムな組織体制で臨むこととした。運営面では設立から30年以上が経過し機構のあり方が議論される中、流域水質保全に関する課題やニーズの変化、さらに機構の財務運営に影響する債券市場の金利低下傾向などの運営環境の変化への対応を求められるものの、中長期の運営計画を策定しづらいことから、当面3か年程度で事業・運営計画を立てて、各々の事業については年度毎の事業計画で精査、見直しを図ることとしてきた。

第4期（令和2～4年度）の末に理事会・評議員会の承認を得て資金管理・運用規程の変更を行い、円貨建て仕組債（10億円）への組み換えを行った結果、当面の年間運用収入が約1,188万円の大幅増加となった。

第5期（令和5～7年度）の運営においては、機構事務所の入居ビル解体に伴い、移転前の賃料程度と移転期限の条件のなかで移転物件を比較検討し、賃貸面積を従前より小さくするなどにより、移転補償費により機構の持ち出しもほとんどなく、令和6年1月に現在の事務所に移転した。

第5期事業計画・運営計画に基づき必要最小限の人員体制のなかで、収入増に伴い調査研究や水質保全研究助成などを充実させるなどにより、流域の水質保全活動への寄与を図ってきたが、次期計画に向け収入－支出の増加分については、令和7年度施行の改正公益法人法に基づき、機構事業等の見直しや公益充実資金の活用など検討していくことが求められる。

また、諸物価の上昇や人件費の定期昇給などに伴い年々費用は増加していくことや、円貨建て仕組債の運用においても早期償還条項付のため発行体の都合による元本返還の可能性が、令和9年度末以降、14年度末以降にあり、その際の組み換えリスクに対する以下のとおり対応を行った。令和6年度頃から一時の超低金利から政策金利の見直しに伴い金利上昇がみられる中、特定資産は令

和5年度時点で7千万円に減少しているが、当面の間特定資産を取り崩す可能性が低いことから、理事会・評議員会の決議を経て、特定資産7千万円のうち6千万円を基本財産債券と交換し、基本財産として新規で債券6000万円を購入し、基本財産債券6000万円（令和14年6月償還期限）は特定資産として保有し、合計で年間138万円の運用益を確保することができた。また、機構保有債券は20年債、30年債であったが、30年債を40～50年債に買い替えることに対してあらかじめ理事会、評議員会で報告したうえで、債券6億円（30年債の一部）の40年債への組替を行い、年間約258万円の運用益を増加させることができた。寄付金については機構の活動に理解をいただいた企業等から、令和5年度は600万円余り、令和6年度は370万円余りを受けることができた。

当機構ではこれまで超低金利の影響下による基本財運用収入のため、必要最小限の組織体制と、公益目的事業についても事業を縮小し必要最小限の規模で継続してきた。

近年の金利上昇傾向の中において、債券組替等により一定運用収入が改善したが、一方で金利上昇は所有債券の時価評価の下落という側面もあるため、さらなる運用収入の改善は容易ではなく、また今後の金利動向を見通すことも困難なため、現時点で見通せる収入の範囲で、今後の機構のあり方、公益事業を中心とする取り組みの方向性を見通していくことが必要である。

また、令和6年改正の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「改正公益法人法」という。）で新たに制度化された「公益充実資金」の制度など活用して、事業の安定化を確保しながら事業を継続していく。

## 2. 今期（令和5～7年度）の主な取り組み状況 ～公益事業を基本とする事業運営の推進～

### (1) 調査研究事業

機構の水質保全研究テーマは、「水質に関する生活環境保全に関わる調査研究」、「安全で安心な水のための健康リスクに関わる調査研究」、「環境変化への対応」の大きく3項目である。その中で流域全体が取り組むべき課題や自治体を超えて解決することが効率的、有効な課題等を研究対象に、原因の究明や対策につながる調査、行政が適切な施策を講ずる上で有用となる調査研究を実施している。今期は自主事業や共同研究を中心に取り組み、特に令和5～7年度は、これまで研究所が取り組んできた木津川上流域のうち未調査流域における降雨時の汚濁負荷調査結果等を用いて、令和7年度は平水時および降雨時の河川水質が有する汚濁負荷特性の比較や年間の総負荷量の検討を行った。また、理事会、評議員会の意見も踏まえて、琵琶湖等の異臭味に対する調査研究を開始し、カビ臭原因藻類の遺伝子解析による種の特定や大学との共同研究による原因の究明を進めているが、これらはまだ初期的段階のため、今後も継続していく。

併せて、流域の水質・水環境情報や成果を当機構のWEB上に公開するとともに、調査研究成果等を関係府県、機関の施策に活用していただくため、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会や学会の機会を利用し、研究成果の幅広い情報発信と知見の提供に努めている。

また、流域の研究機関と機構研究所が琵琶湖・淀川流域に共通する水質課題をテーマに議論する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」の場を設けて議論を開始した。

## (2) 広報啓発事業

「BYQ水環境レポート」は、平成6年から流域の水質・水環境情報を収集し毎年度更新と編集・発行し、冊子の配布とWEB上での公開を行っている。

「BYスタンプラリー」は、NPOや市民団体等の流域の「水環境保全活動・団体編」と「水環境関連・施設編」の2つの仕組みで、市民の流域水環境への関心を高める取組を推進している。一つ目の仕組みでは、令和5年度から活動を紹介する等の目的のかわら版の発行を年2回に減らしたが、かわら版に注目してみると団体の利用度の回復が低迷しているように見られることから、一部の団体関係者に聞き取り等も行った。また、従来46団体であった参加団体は39まで減少している。現時点の対応策としては、令和7年度は、かわら版の発行回数を利便性向上のため年2回から3回とする等の対応策を実施した。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」を配布・WEB上し、流域河川の水質・水環境情報の収集と提供を行っている。

また、各種イベントに機会に応じて、出展し、機構冊子の配布やパネルなどにより機構の取り組みを知っていただくように努めた。

「WAQU2（わくわく）調査隊」は、令和5年度から休止しており、内閣府に対して一定期間のちに廃止または再開の届け出が求められるため、再開の可否を検討しているところである。

「機構ホームページ」は、令和7年度に、アクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを行う。

## (3) 活動支援事業

「水質保全研究助成」は、地球温暖化や微量有害物質などの調査研究テーマのなかで、機構が行う調査研究を補完し琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的に、大学や研究機関等の実施する研究に対して助成するとともに、成果報告会を通して助成研究成果の情報提供・普及を行っている。

「こども水質保全活動助成」は、流域の水質保全活動の担い手の育成に貢献する等の目的で、平成26年度から小学生や高校生までの子供たちが行う水質保全活動に助成を行い、例年8月頃に前年度に助成した活動の成果報告会を開催することにより、活動成果の共有や関係者間の交流を促進している。

### 3. 今後の事業及び運営のあり方

内閣府認定の公益目的事業である「淀川水系の河川・湖沼水の水質保全のための調査研究、啓発及び活動支援」の実施を基本とし、事業及び運営の継続に努めて行くものとするが、今後の機構の中・長期的な事業及び運営のあり方、さらに機構の方向性についての基本的な方針の検討は、機構の運営に深く関係する市場金利の動向等外的環境の変化を見極めながら、従来どおり3年毎に行う。

#### 【事業のあり方】

今後3年間（令和8～10年度）の事業計画（案）を別紙1とし、個々の事業の詳細ならびに新たな事業についても年度毎の事業計画の中で検討する。

特に広報啓発事業では、長年行ってきたWAQU2事業を令和5年度から休止し、また、同様に「BYスタンプラリー」事業も過渡期にあることから、公益財団法人である機構として「琵琶湖・淀川流域の水質保全に資する」新たな事業等の創設などの必要性は高い。機構の取り組む事業は、調査研究、広報啓発、活動支援のいずれかに特化する考え方もあるかもしれないが、それぞれの分野で実施可能な事業に取り組んで行くのが望ましいと考えられる。その中で新たな事業等の候補として、以下のように調査研究事業では新たな研究テーマとして、「河川環境の変遷」の更新、広報啓発事業では定期的な「水質保全に関するシンポジウム開催」、活動支援事業では「（仮称）大人水質保全活動助成」が想定され、又はその他の新たな事業について、次期執行体制の中で、事業の比較検討や収支状況の見通し等を踏まえて、早い時期に実施できるよう段階を上げていくことが必要である。

#### (1) 調査研究事業

琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが、効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。

生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷減を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態やその負荷量の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨等の出水時負荷流出に対するグリ

ーンインフラの汚濁負荷削減機能、残留性有機汚染物質（POPs）等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチック類の流下伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。

これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査検討を進めて行く。

また、新たな研究テーマの一つとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。新たな研究テーマとして、策定時から10年以上が経過しているので、各年度に公益充実資金として積み立てなども行いながら、その後の状況変化について新たな知見も加え早い時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが望ましい。

調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。

## (2) 広報・啓発事業

### ① 「BYQ水環境レポート」

流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体等情報の公開時期により、発行時期について検討していく。

### ② 「BYスタンプラリー」

幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、BYQと活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。

一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、NPO団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプをBYQに送っていただき景品を贈る。

二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様に実施している。

一つ目仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後、令和8年度までの2年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

### ③「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」

平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら扱い等の対応を検討していく。

### ④ 水質保全に関するシンポジウムの開催等

イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。

また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」妥当なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃の実施が望ましく、その後3～4年に1回程度の開催を行うこと考えられる。

ただし、今後この水質保全シンポジウム事業の代わりに、新たな事業を行うことも考えられる。

### ⑤「WAQU2調査隊」

平成5年度から休止しているが、令和7年度又はそれ以降に事業の可・否が検討され、その結果に従う。ただし、再開する場合は事業方法、内容についても検討するものとする。

## (3) 活動支援事業について

### ①「水質保全研究助成」

大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。

また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を公益充実資金として積み立てを行う。

### ②「こども水質保全活動助成」

学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。

なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。

### ③ 「（仮称）大人水質保全活動助成」

大学生以上の大人が活動する場合を対象に、流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査活動、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の可否や助成対象等の検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。ただし、「（仮称）大人水質保全活動助成」と異なる新たな事業を行うことも考えられる。

また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。

### 【組織体制】

令和7年度の組織体制は別紙3の組織図のとおりで、事務局4名、琵琶湖・淀川水質浄化研究所4名であるが、非常勤である研究所長と副所長及び兼務者を除けば、常勤職員は5名の必要最小限の体制となっている。（別紙3添付省略）

当機構の収益の現状を鑑みれば、体制の大幅な増強は難しい。しかし、今回の計画期間での実現は難しいかもしれないが、近い将来に研究所等の体制の強化を目標に、現在の常勤職員（研究員）1名に対して、2名体制の確保が望ましい。2名にすることで、研究所業務の執行と事務局業務の一部に対応するなどにより組織としての業務執行の能力の向上が図れる。

そのため、人件費の抑制や働き方の方向として常務理事勤務日数を週4日の体制のままとし、職員確保目的の公益充実資金の積み立て、また外部資金として助成金を獲得した場合など、調査研究事業等を行う職員（任期付き等）を別途採用することなどが望ましい。

なお、今回の事業計画では、現常勤職員5名＋非常勤2名を基本とした、現体制で執行可能な事業を実施していく。

### ◆常勤職員一覧表

(人)

年度			実績			計画（あり方）
			R5	R6	R7	R8～R10
常勤職員数			5	5	5	5 + 1(※2)
内 訳 局	事 務 局	事務局長	1	1	1	1
		府県派遣	1	1	1	1
		契約社員	2(※1)	2(※1)	2(※1)	2(※1)
	琵琶湖・淀川水質浄化研究所		1	1	1	1 + 1(※2)

(※1：うち1名当たり勤務時間を2時間短縮)

(※2：R8～10年度又は、その次の計画期間以降に+1とする。)

## 【運営のあり方】

今後の事業計画・運営計画については、公益認定基準（「改正公益法人法」では使途不特定財産、中期的収支均衡、外部理事の配置）を充たしつつ、適正な経営に努める。向こう10年間の財務状況の試算について、**別紙2-1**に令和6年度決算を踏まえた今後10年間の財務状況の試算に示し、事業計画・運営計画は3年を目途に見直すものとする。また、**別紙2-2**人件費、物品費を除いた事業費の一覧を示す。（別紙2-1、2-2いずれも今後作成予定）

### (1) 収入

基本財産運用益、寄付金、賛助会員会費を収入の基本とする。

また、現在の公益認定状況では、収益事業や受託事業が可能な団体ではないためその実施は困難であるが、調査研究における他機関の助成制度等の活用は考えられる。

#### ① 基本財産運用収入の増加策

基本財産収入の増加や安定化は、BYQの事業活動等の可能性を広げることにもつながるものである。引き続き現保有債券の運用を着実にを行い、金利状況の変化を見ながら、債券のロールダウン効果による適時の買い替えや、保有債券のポートフォリオ（バランス）を勘案しながら、機会に応じて一部の債券についてはより長期（30～50年）で利率の良い債券との買い替えなどの対応を検当・実施していくことが考えられる。

また、令和9年度以降の円貨建て仕組債の早期償還の可能性に備えて、準備検討を行う。

#### ◆保有基本財産債券の簡易分類（令和7年5月現在）

債券の年限	種類	額面（円）	利率（％）
20年債(3種類)	公共債	3億4400万円	1.800, 1.840, 1.890
30年債(4種類)	公共債・国債	10億6000万円	0.651, 1.400, 1.527, 2.300
30年債(2種類)	仕組債(早期償還条項付)	10億円	2.500, 2.600
40年債(2種類)	国債	6億円	1.000, 1.300

#### ② 外部資金の獲得

調査研究事業に必要な資金の補助として、例えば河川基金（河川財団）の研究助成を始め、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。これらの助成を受けるためには、明確な研究テーマと目的・手法等が十分検討されなければならない。

また、特定の取り組み（プロジェクト）を実施する場合は、クラウドファンディング（CF）の活用を検討する。

### ③ その他

継続的に寄付をいただいている企業や賛助会員への感謝を忘れず、機構の継続的な活動に対する理解をいただけるよう活動を継続していく。

## (2) 支出

- ① 今後3年間(令和8～10年度)の経常費用は別紙2-1ならびに別紙2-2の金額を目安とするが、外部資金として助成金(研究助成)やCFによる寄付を獲得した場合は、調査研究費事業費等を増額することがある。  
また、寄付金収入のあった場合は、その時点以降に活動支援事業や調査研究事業、広報啓発事業の公益目的事業費を増額することがある。
- ② 各年度の収入-支出の残額については公益事業に支出するほか、将来の水質保全研究助成事業、研究員雇用準備費用、河川環境変遷更新事業目的等の公益充実資金の活用も検討し、将来の支出の備えていくものとする。

## (3) 基本財産等資産

- ① 資産の運用は、「資金管理・運用規定」に基づき適正に運用・管理する。
- ② 基本財産30億円は確保するものとする。
- ③ 特定資産7000万円については、当面取り崩しの必要性は低いため現金預金1000万円と群馬県債額面6000万円(利率1.687%満期令和14年6月)で運用を図っているが、収支の状況・見通しならびに金利状況等により運用を検討することも考えられる。
- ④ 令和5年度、令和6年度分も含めて基本財産等の運用により収入が増加し、公益認定基準(改正公益法人法第14条の公益目的事業の収入及び費用、第16条の用途不特定財産額の保有の制限)に抵触することが見込まれる場合等、将来の財政基盤の確保のため公益充実資金の積み立てを行う。

## (4) 会計基準の適用

今回の改正公益法人法の施行に伴い、新たな会計基準が適用されることになったが、新基準の適用については、猶予期間を含めて令和10年度からの適用とされているため、令和9年度決算から適用することを準備・検討していく。

## 4. 今後のスケジュール

- ・ 今回の素案の説明後に、早期に事務局から評議員会幹事及び理事会幹事の皆様に、①素案に対する意見、②「BYQが取り組むべき琵琶湖・淀川水系の水質保全上の課題」、③「BYQが取り組む新たな広報・啓発、支援事業」についてアンケートを依頼し、それらの結果も次期あり方検討に反映していきたい。
- ・ 令和8年度事業計画+収支予算と併せて、令和7年度末の理事会、評議員会に諮る。

事業項目等 注1)		工程イメージ 注2、注3)				
		R8	R9	R10	R11	R12以降
調査研究	<p>○琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。</p> <p>○生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷減を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態の検討、流域内のいくつかの水源地でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨を含む降雨による汚染物質の流出に対してグリーンインフラが有する負荷削減機能、残留性有機汚染物質（POPs）等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチック類の流下に伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。</p> <p>これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査研究実施していく。</p> <p>○また、新たな研究テーマとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。策定時から10年以上が経過しており。その後の状況変化について新たな知見も加え、またコストも含めた検討を行い、早い時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが望ましい。</p> <p>○調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。</p>	<p>【生活環境保全に係る調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の異臭味の対策等に関する調査研究</li> <li>・物質動態の情報整理</li> </ul>				
	<p>【健康リスク問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物質動態の情報整理</li> </ul>					
	<p>【環境変化に関わる調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川環境変遷」(平成26年度)の更新検討</li> </ul>					
	琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会					
	学会等での成果発表					
	イベント出展					
広報啓発	<p>①「BYQ 水環境レポート」は、流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体情報の公開時期により、発行時期について検討していく。</p> <p>②「BY スタンプラリー」は、幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、BYQ 活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、NPO 団体等の活動をかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプをBYQ に送っていただき景品を贈る。二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23 年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様で実施している。一つ目仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後令和8年度までの2年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。</p> <p>③「水情報冊子」は平成21 年度～27 年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、R6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら、扱い等の対応を検討していく。</p> <p>④水質保全に関するシンポジウムの開催等</p> <p>イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。</p> <p>また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」適切なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃の実施が望ましく、その後3～4年に1回程度の開催を行うこと考えられる。ただし、今後このシンポジウム事業の替わりに、新たな事業を行うことも考えられる。</p> <p>⑤WAQU2調査隊は平成5年度から休止しているが、7年度の事業の可・否が検討され、その結果に従う。ただし、再開する場合は事業方法、内容についても検討するものとする。</p>	BYQ水環境レポート発行				
	BYスタンプラリーによる啓発					
	水情報冊子（散策ブック）配布					
	※水質保全に関するシンポジウム開催					
	※WAQU 2 調査隊（実施する場合）					
	<p>①「水質保全研究助成」は、大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。</p> <p>また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。</p> <p>機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を毎年度の公益充実資金として積み立てを行う。</p> <p>②「こども水質保全活動助成」については、学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。</p> <p>③「（仮称）大人水質保全活動助成」を創設し、大学生以上の大人が活動する場合を対象に流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動などを対象に、新たな活動助成事業を行うことが考えられる。</p> <p>また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。</p>	<p>【水質保全研究助成募集分野】</p> <p>毎年度、当機構の調査研究課題に基づき、研究所の調査研究内容や喫緊の研究課題を勘案のうえ、学術委員会の議を経て決定。</p>				
<p>【こども水質保全活動助成募集分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動</li> <li>・上流・下流のつながりなど広域的な視点</li> <li>・今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫</li> </ul>						
<p>【（仮称）大人水質保全活動助成】</p> <p>大学生以上の大人の河川・湖沼での水質保全活動に助成</p>						
「水質保全研究助成」、「子供水質保全活動助成」成果報告会						

注1) 内閣府認定の事業項目 ※はどちらかを選択する。

注2) 表中の点線矢印（-----▶）は、事業規模・内容の縮小含む見直し等。 表中の点線矢印（----▶）は、構想・準備期間